

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理業者に対し行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者

- (1)名 称 有限会社旭産業  
(2)住 所 相模原市南区新磯野145番地1  
(3)許可内容 産業廃棄物収集運搬業  
(許可番号: 第09810012333号)

### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の一部の停止命令

令和8年1月24日から令和8年3月24日までの60日間、業の一部(産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含む)のうち、保管場所に新たな産業廃棄物を保管することに限る。)を停止すること。

### 3 処分年月日

令和8年1月23日

### 4 処分理由

被処分者は、法第12条第1項に定める産業廃棄物処理基準のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条第1項第1号ホに規定する数量を超えて産業廃棄物を保管し、法第14条第12項の規定に違反した。

また、産業廃棄物の保管上限の変更(増加)を行ったにもかかわらず、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定に基づく届出を行わず、同項に違反した。

これらの行為は、法第14条の3第1号に規定する「違反行為」に該当するため事業の一部停止を命ずるもの。

#### 【問い合わせ先】

廃棄物指導課

電話: 042-769-8335 (直通)

対応責任者氏名: 町本